

琴ヶ沢線沿線 景観形成住民協定書

(前文)

美しい田園風景が広がる市道琴ヶ沢線沿線は、西に中央アルプス南駒ヶ岳、東に南アルプス仙丈ヶ岳を正面に望むことができ、「ふたつのアルプスが映えるまち駒ヶ根」を象徴する美しい道路景観を形成しています。地域の個性が失われつつある今日、私たちは、天与の、そして先人が脈々として築き上げてきたこの優れた景観を守り育て、これを次の世代に引継いで行くために、この協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、市道琴ヶ沢線沿線における環境整備と景観形成に必要な事項について協定し、美しいまちづくりを進めることを目的とします。

(景観形成住民協定地域)

第2条 この協定の対象となる地域（以下「協定地域」と言う。）は、別図に示す地域とします。

(協定の締結)

第3条 この協定は、協定地域内の土地所有者並びに建築物等の所有を目的とする地上権者、及び賃借権者の3分の2以上の合意により締結します。（以下協定を締結した者を「協定者」といいます。）

(協議会)

第4条 この協定の運営に関する事項を処理するため、琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定協議会（以下「協議会」という。）を設置します。

2 協議会の組織、運営等の必要な事項は別に規約で定めます。

(協定地域内における協定者の責務)

第5条 協定者は、協定を順守するとともに、協定地域内の環境美化に努めます。

(景観形成基準)

第6条 協定地域内における良好な景観の創出のために必要な基準（以下「景観形成基準」という。）を定め、これに適合するように努めます。

(協定地域内における行為の届出等)

第7条 協定地域内において、次に掲げる行為、又は手続等をしようとするときは、事前に協議会と協議するものとします。

- (1) 農振除外（農振除外申請）
- (2) 農地転用（農地転用申請）
- (3) 建築物、工作物等の新築、増築、改築、移転、外観の変更（確認申請等）
- (4) 土地の造成や、柵、擁壁等の設置
- (5) 屋外広告物の設置
- (6) 自動販売機の設置

2 第1項の協議に係る必要な事項は、別に定めます。

(審査会)

第8条 協議会は、前条の規定による協議について審査するため、審査会を設置します。

- 2 協議会長は、前条の規定による協議があった場合は、すみやかに審査会を開催し、景観形成基準に適合するかどうか審査し、適合することを確認した場合は、その旨を文書をもって申請者に回答するものとします。
- 3 協議会長は、前項において、当該協議に係る行為が、景観形成基準に適合しない場合、又は景観形成基準に定めのない事項で地域の環境に影響を及ぼす恐れがあると判断される場合は、説明会の開催を求めるものとします。
- 4 審査会の構成、運営等必要な事項は別に定めます。

(協定の効果)

第9条 協定地域内の権利を移転する場合は、譲受人に協定内容を引き継ぐものとします。

- 2 協定の施行日以降、新たに協定地域内に権利を取得した者に対しても、協力を求めるものとします。
- 3 協定地域内では、協定者以外の土地所有者、及び建築物等の所有者並びに借地権者等に対しても、この協定内容について協力を求めるものとします。

(協定の有効期間)

第10条 協定の有効期間は、締結の日から満10年間とし、期間満了前に協定者の過半数から改定及び廃止の申し出がなかった場合は、更に10年間延長されるものとし、以降同様とします。

(協定の改定及び廃止)

第11条 この協定書の内容、及び景観形成基準を変更しようとする場合は、第3条 同様権利者の3分の2以上の合意を必要とするものとします。ただし、協定地域に隣接する協定地域外の土地の権利者が、新たにこの協定に参加しようとするときは、参加者が、協議会に合意の意思表示を書面で行い、協議会がこれを認めた場合は、協定地域に編入できるものとします。

2 この協定を廃止する場合は、協定者の過半数の合意を必要とするものとします。

(補則)

第12条 この協定に規定するもののほか、協定の実施に関して必要な事項は別に定めます。

附則

この協定は、平成10年2月20日から効力を発するものとします。

琴ヶ沢線沿線景観形成基準

第1 土地利用に関する事項

屋外における資材、廃材の野積み、青少年の健全育成に障害を及ぼす恐れのある施設等、地域の良好な環境、景観に影響を与える土地利用はしないよう努めます。

第2 建築物等の基準

地区内において建築物等の新築や改築、増築等をしようとする場合は、原則として次の基準に適合するように努めます。

市道琴ヶ沢線で歩道の設置されていない部分については、道路から2.5mは将来的に歩道の設置に備えた土地として確保するよう努めたうえで、次の基準に適合するよう努めます。

(1) 建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合） 50%以内

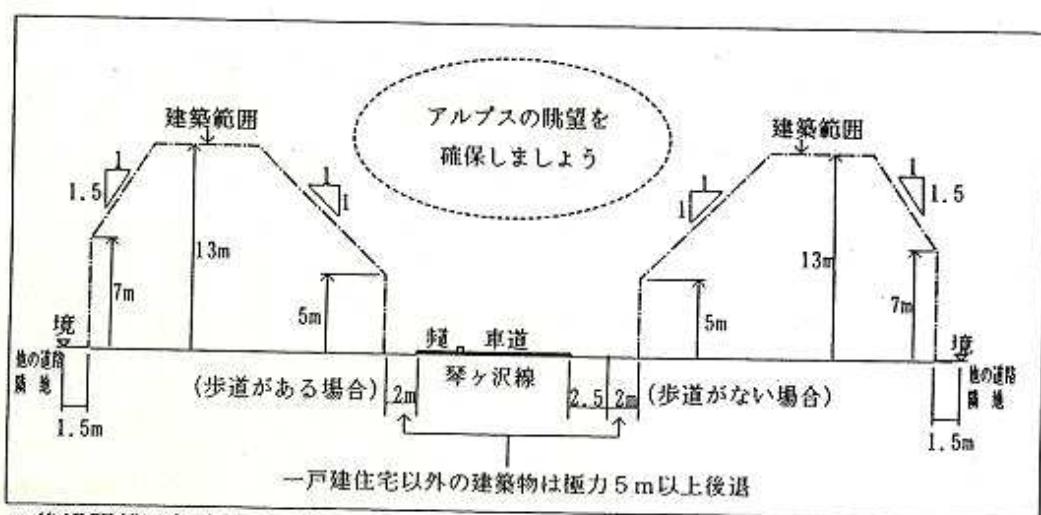
(2) 容積率（延床面積の敷地面積に対する割合） 100%以内

(3) 道路及び隣地からの後退距離と高さ

建築物は、できるだけ道路及び隣接地境界から後退し、ゆとりのある空間の確保に努めます。

建物の高さは、アルプスの眺望をできるだけ阻害しないように、また、周辺の田園風景と調和するようできるだけ低く抑えます。

建物の高さは、道路や隣接地からの後退距離に応じて下図の範囲内となるように努めます。



*後退距離は軒先とします。

*建物の高さは、地盤面からの高さとします。ただし、地盤面と道路面の高低差が大きい場合は、別途協議します。

- (4) 屋根は、勾配屋根とするように努めます。
- (5) 屋根や壁など建物の色は、できるだけ落ち着いた色調にします。
(県景観条例大規模行為の「落ちついた風景をつくるための配色テクニック」の色の範囲を基本とします。)
- (6) 屋上、屋外設備は、できるだけ外部から見えにくいように工夫します。

第3 垣、柵、擁壁等の基準

- ・道路に面する側の垣、又は柵の構造は、できるだけ生け垣、又はフェンス等の透視が可能なものとします。
- ・ブロック塀等の透視不可能な塀の場合は、高さ1.2mまでを基本とします。
- ・道路に面した法面、擁壁は、できるだけ自然の法面の緑化、自然石積み、化粧ブロック等を用いるようにし、高さを極力抑えるように努めます。

第4 緑化の基準

- ・敷地内の緑化に努めます。特に道路に面した場所は、道路からの壁面の後退距離をできるだけとり、可能な限り緑化に努めるものとします。

第5 広告物の基準

- (1) 自己の氏名、事業所又は営業に関し、自己の住居、事務所、営業所等の敷地内に表示するもの

共通基準

- ・けばけばしい色を地に使用しないようにします。
- ・点滅の電飾は使用しないようにします。
- ・敷地内の表示面積の合計は、16m²以下とします。
- ・道路から1m以上後退するものとします。

①地上に設置するもの

- ・敷地内1箇所以内とします。
- ・高さは、道路面から7m以下とします。
- ・表示面積1面5m²以下とします。
- ・交差点の端から概ね5m以上離れるものとします。
- ・支柱の色は、グレー系、焦茶系を基本とします。

②建築物へ表示するもの

- ・建築物の屋根、屋上には表示しないようにします。
- ・壁面広告物の表示面積は、表示する壁面面積の5分の1以下とします。
- ・袖看板は、下端の高さを道路から2.5m以上、上端の高さを壁面の高さ以内、壁面からの出幅を1.5m以内とします。

(2) (1) 以外の野立広告物

- ①原則として、事業所や施設等への案内を目的としたもの以外は、設置できないものとします。
- ②規模、形態等の基準は次のとおりとします。
 - ・高さは、原則として路面から 1.5m以上、3.5m以下。
 - ・1つの大きさは横長の場合縦 0.6m、横 1.8m、縦長の場合縦 1.8m、横 0.6m以内とし、1か所片側3枚、表裏含めて6枚までとする。2枚以上付ける場合は、上下(左右)の間隔は、10cm以上あける。
 - ・色は、けばけばしい色を避け、白色、銀色、青系色、茶系色の組合せ及び木の地肌とする。
 - ・ワンポイントとして他の色を使う場合は、別に協議する。
 - ・支柱の色はグレー系、焦茶系とする。
 - ・道路の境界から概ね 1m以上後退する。
 - ・交差点付近は、交差点の端から概ね10m以上離す。

第6 自動販売機の設置基準

自動販売機の設置は、原則として自己の営業用敷地内とし、次の条件を満たすものとします。

- ①青少年の健全育成に影響の無いもの
- ②交通安全上、又景観上支障の無い場所に設置するもの
- ③空き缶等の管理が適正に行われること

第7 屋外照明の基準

周辺に農地がある場合は、作物に影響がないように、照度、点灯時間に配慮します。

第8 適用関係

- (1) 協定締結時に既にある建築物、工作物で、基準に適合していないものについては、改築時等に極力基準に近づけるよう努めるものとします。(同規模の改築は可能とします。)
- (2) 広域農道沿線については、広域農道沿線景観形成住民協定の基準を適用するものとします。
- (3) 国道沿線については、別途協議するものとします。

琴ヶ沢線沿線景観形成住民協定地域

